別添２

石綿含有仕上塗材に係る改正に関する許可関係手続について

１　収集運搬業（積替え・保管を除く）

・各手続は、以下のフローチャートに沿って行ってください。

・汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬する場合には、破砕することのないような方法により、他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。また、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包等のまま運搬する必要があります。

（１）産業廃棄物の「汚泥」の許可※１を有する場合

　　※１「○○に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、（２）に該当します。

　　・「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行います。

　 ・早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、届出を提出してください。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）※２を収集運搬するか。

　　　※２　高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材等から発生

　　ＹＥＳ　　　　ＮＯ　　　一部廃止届を提出してください。

　　　変更届に以下を添付して提出してください。

・様式第６号の２第１～５面

・運搬容器の写真（様式第６号の２第７面）

（２）産業廃棄物の「汚泥」の許可※１を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

　　※１「○○に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、変更許可申請を提出してください。

・本市では、経過措置として、令和５年９月３０日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）※２を収集運搬するか。

※２　高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材等から発生

　　ＹＥＳ　　　　ＮＯ　　　手続き不要です。

　　　汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を追加する

　　　変更許可申請をしてください。

２　収集運搬業（積替え・保管を含む）

・各手続は、以下のフローチャートに沿って行ってください。

・汚泥（石綿含有産業廃棄物）を収集運搬する場合には、破砕することのないような方法により、かつ、他のものと混合するおそれのないように他のものと区分して行う必要があります。また、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包等のまま運搬する必要があります。また、汚泥（石綿含有産業廃棄物）を保管する場合には、他のものと混合するおそれのないよう、仕切りを設ける等の措置を行う必要があります。

（１）産業廃棄物の「汚泥」の許可※１を有する場合

　　※１「○○に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、（２）に該当します

　　・「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行います。

　　・早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、届出を提出してください。

　　　汚泥（石綿含有産業廃棄物）※２を収集運搬するか。

　　　※２　高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材等から発生

ＹＥＳ　　　　　ＮＯ　　　一部廃止届を提出してください。

　　　汚泥（石綿含有産業廃棄物）の積替え保管を行うか。

　　　　　　　　ＮＯ　　　変更届に以下を添付して提出してください。

ＹＥＳ　　　　　　　　・様式第６号の２第１～５面

・運搬容器の写真（様式第６号の２第７面）

処理基準（別添参照）にあわせて保管場所を見直し、以下を添付の上、

変更届を提出してください。

・様式第６号の２第１～５面、保管計画書、保管場所の平面図、立面図、構造図

・運搬容器の写真（様式第６号の２第７面）

（２）産業廃棄物の「汚泥」の許可※１を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

　　※１「○○に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、変更許可申請を行ってください。

・本市では、経過措置として、令和５年９月３０日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします。

　　　汚泥（石綿含有産業廃棄物）※２を収集運搬するか。

　　　※２　高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材等から発生

ＹＥＳ　　　　　ＮＯ　　　手続き不要です。

　　　汚泥（石綿含有産業廃棄物）の積替え保管を行うか。

　　ＹＥＳ　　　ＮＯ　　　汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）（積み替え保管なし）を追加する変更許可申請をしてください。

１１１１

　　　汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）（積み替え保管あり）を追加する

変更許可申請をしてください。

３　中間処分業

・汚泥（石綿含有産業廃棄物）は、施行令第７条第１１号の２に掲げる溶融施設でのみ処理可能ですが、本市には当該施設を有する中間処理業者はありません。

・「汚泥」の許可を有する方は、「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを、更新許可、変更許可及び変更届時（他要件で書換えがある場合）に行いますので、その際、一部廃止届を提出してください。

・早期に許可証の書換えを希望する場合は、随時、一部廃止届を提出してください。

４　最終処分業

（１）産業廃棄物の「汚泥」の許可※１を有する場合

　　※１「○○に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱うため、（２）に該当します。

・「汚泥（石綿含有産業廃棄物）」に係る許可証の書換えを行います。

・以下のフローチャートに沿って、令和５年６月３０日までに各届出を行ってください。

・汚泥（石綿含有産業廃棄物）を埋立処分する場合、最終処分場の一定の場所において、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行う必要があります。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）※２を埋立処分するか。

※２　高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材等から発生

　　ＹＥＳ　　　　　ＮＯ　　　 一部廃止届を提出してください。

　 以下を添付の上、変更届を提出してください。

　 ・様式第七号の１、３、５

　・汚泥（石綿含有産業廃棄物）の埋め立て場所を明示した図面

（２）産業廃棄物の「汚泥」の許可※１を有しないものの、他の品目で「石綿含有産業廃棄物を含む。」の許可を有する場合

　　※１「○○に限る。」という限定付きの汚泥の許可は、今回の手続きでは「汚泥」の許可を有していないものとして扱います。

・泥状の「石綿含有産業廃棄物」を扱う場合は、処分業に係る品目追加の変更許可申請を行ってください。（管理型又は遮断型のみ。事前に産業廃棄物処理施設の許可も必要です。）

・本市では、経過措置として、令和５年９月３０日までは、石綿含有仕上塗材の素材に応じて、「廃プラスチック類」、「がれき類」又は「ガラ陶」に係る「石綿含有産業廃棄物」として、高圧水洗工法等による泥状物で排出時に固化処理されたものを扱うことも可能とします（経過措置の間は、最終処分場は安定型への埋立も可能）。

汚泥（石綿含有産業廃棄物）※２を埋立処分するか。

※２　高圧水洗工法等により除去された石綿含有仕上塗材等から発生

　　ＹＥＳ　　　　ＮＯ　　　手続き不要です。

　　　汚泥（石綿含有産業廃棄物を含む。）を追加する

　　　変更許可申請をしてください。

５　特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」の許可のみを有する業者

　（産業廃棄物の「石綿含有産業廃棄物」の許可を有しない業者）

・「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱う場合は、石綿含有産業廃棄物に係る新規許可申請又は、当該品目を追加する変更許可申請をしてください。

・経過措置として令和５年９月３０日までは特別管理産業廃棄物の「廃石綿等」として「吹付工法で施工された石綿含有仕上塗材」の廃棄物を扱うことも可能とします。

　ただし、「廃石綿等」として扱った場合は、最終処分まで「廃石綿等」として扱う必要があります。

　　 吹付工法の石綿含有仕上塗材を扱うか。

ＹＥＳ　　　　　ＮＯ　　　手続き不要です。

　　　産業廃棄物の許可を有しているか。

　　ＹＥＳ　　　　　ＮＯ　　　 新規許可申請をしてください。

品目を追加する変更許可申請をしてください。

別添

石綿含有産業廃棄物に係る処理基準等（抜粋要約）

　石綿含有産業廃棄物を取り扱う際には、一般的な産業廃棄物処理基準に加え、以下の特別な処理基準等を遵守する必要があります。

１　収集運搬基準等

　○石綿含有産業廃棄物が、破砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して、収集し、運搬すること。（令６条第１号ロで例によることとする令３条第１号ホ）

　○石綿含有仕上げ塗材が廃棄物になったものは、飛散及び流出の防止のため、排出時に措置した二重こん包の状態のまま運搬すること。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル４．２．１飛散防止【解説５．】）

　○運搬車両は、荷台全体をシート等で覆い、粉じんの飛散を防止するとともに、石綿等が入っていること及びその取り扱い注意事項の表示をテープ等で行う。（建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル４．１２．５（２））

２　収集運搬基準等（積替え保管）

　○石綿含有産業廃棄物の積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。（令６条第１号ニ、ヘで例によることとする令３条第１号ト）

３　処分基準等（埋立処分）

　○最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該石綿含有産業廃棄物が分散しないように行うこと。（令第６条第１項第３号ヨ（１））

○埋め立てる石綿含有産業廃棄物が埋立地の外に飛散し、及び流出しないように、その表面を土砂で覆う等必要な措置を講ずること。（令第６条第１項第３号ヨ（２））

　○石綿含有仕上塗材が廃棄物になったものなど、石綿含有廃棄物のうち比較的飛散性の高いものとして、こん包して収集・運搬されたものは、こん包した状態で埋め立てること。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル６．４埋立方法＜石綿含有廃棄物＞【解説３．】）

　○石綿含有産業廃棄物が汚泥に該当する場合は、埋立処分に当たって含水率85％以下にする必要がある。そのため、含水率が85％を超えるおそれがある等の場合には、排出時に固型化、薬剤による安定化等の措置を講じることが有効である。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル６．１最終処分＜石綿含有廃棄物＞【解説４．】）

＜参考：石綿含有仕上塗材＞

　　石綿含有仕上塗材が廃棄物となったものは、石綿含有廃棄物の中でも石綿の飛散性が比較的高いおそれがあることから、排出時に耐水性のプラスチック袋等により二重でこん包を行うこと。

　　また、こん包の前に固型化、薬剤による安定化等の措置を講ずることが望ましい。（石綿含有廃棄物等処理マニュアル３．３飛散防止【解説３．】）